ビジネス・アーカイブズの現状と利用 一社中から地域を知る一

青 木 直 己

--【要 旨】--

日本のビジネス・アーカイブズの公開はきわめて限定的である。一方、社会における企業の持つ重要性は過去に類例を見ないほどの高まりを見せている。そうした状況下でビジネス・アーカイブズの公開と利用のツールとして「会社史」を考えてみた。

具体的には明治期以降の東京府における発電・売電事業に一程度の貢献を果たした電車 事業に着目した。なかでも多摩地域に敷設された京王電気軌道株式会社(現京王)を取り 上げ、発電・売電事業が当該企業の収益の中核をなしたことを確認した。また、発電事業 が多摩地域の社会にどのような影響を与えたかを検討した。

また、最初に日本におけるビジネス・アーカイブズの概略と歴史についても簡単に触れた。

【目 次】

本稿の目的

- 1. 日本におけるビジネス・アーカイブズの概況
- 2. 企業における現用文書および記録史料保存の契機と目的
 - (1) 会社史とビジネス・アーカイブズ
 - (2) 社会的な存在としての企業とビジネス・アーカイブズ 一企業の社会的責任—
- 3. 地域史とビジネス・アーカイブズ
 - (1) 近代東京府における電力供給と鉄道事業
- (2) 東京府武蔵野地域における電力供給と地域社会 おわりに

本稿の目的

企業史料あるいはビジネス・アーカイブズという言葉が、企業において記録史料の管理運営に 携わる人々を中心に徐々に認知されつつある。しかし、その意味・内容については必ずしも共通 の認識は醸成されておらず、各人各様と言ってもよい状況にある。また、ビジネス・アーカイブ

¹⁾ 日本におけるビジネス・アーカイブズの現状については、企業史料協議会編「企業史料協議会20年史」(2004年)および同会編・発行「企業と史料」第1集~第8集を参照。また、大村英正「企業史料を考える」(記録管理学会「レコード・マネジメント」48号、2004年)は企業史料(ビジネス・アーカイブズ)の現状や問題点を実務担当者の視点から的確に明示している。

ズの全体像や定義、運用、利用の理論・実務など多くの問題がいまだ充分に検討されていない¹⁾。本稿では、日本におけるビジネス・アーカイブズの置かれている状況について簡単に触れ、その利用について、特に会社史(以下、社史と略記)と地域史のかかわりを中心に述べたい²⁾。それはビジネス・アーカイブズが、その他のアーカイブズに比べて利用が極めて限定的である状況下、利用の方法を少しでも広げることを目的としているからである。

1. 日本におけるビジネス・アーカイブズの概況

アーカイブズを組織や団体の記録史料などを収集・保存・利用する機関とした場合、日本の企業数は大企業・中小企業合わせて433万8135社であり³⁾、法人格をもった組織としては最も多く重要な位置を占めている。企業の影響力は経済のみならず、社会全般におよんでおり、また企業で働く人々の数は就業者の中核を成している。企業の社会・経済的な影響力がこれまでになく高まった現代社会にあって、企業にこそアーカイブズの存在と有効な利用が求められている。しかし現状では公的な機関におけるアーカイブズの設置が圧倒的に先行している⁴⁾。

日本の企業における史料の収集・管理・利用という点では、財閥系の企業グループが先行している。例えば江戸時代に呉服販売や金融業などで財をなした三井家は、明治以降も金融はもとより諸産業に投資を行い、総合コンツェルンに成長している。三井財閥では、前近代から近代以降の記録史料を収集・保存・研究するために、明治36年(1903)三井家史編纂室、ついで大正7年(1918)三井文庫を設立している。第2次世界大戦の敗戦による財閥解体を受け一時閉鎖されたものの、昭和40年(1965)年以降再開され、極めて限定的であった記録史料の公開が研究者一般にも門戸が開かれるようになり現在にいたっている50。また近年の動向としては、住友銀行との合併以前の三井銀行の記録史料が三井文庫に移されたとのことである60。

住友家は、別子銅山の鉱山採掘・銅精錬業から金融などにも手を広げ、三井家などと並ぶ江戸時代の代表的な豪商となっている。明治後は炭鉱、金融、運輸をはじめ極めて広汎な事業展開を行い、それぞれ各事業会社は株式会社として独立するが、持ち株会社として住友合資会社が全体を統括していた。住友の場合も「家」の修史事業にアーカイブズの基点があった。明治20年(1887)に修史事業を開始、大正7年(1918)家史編築室、戦後の財閥解体後には各事業会社の共同事業として修史室、昭和41年(1966)住友修史室、昭和60年(1985)には住友史料館として新たに開館している。主に研究者を対象に記録史料の公開を行い、積極的に史料集の刊行なども行っている。

三井、住友両財閥のアーカイブズ整備は前近代以来の「家史」編纂に端を発している。かつ

²⁾ 本稿は2013年11月17日に盛岡において開催されたアーカイブズ・カレッジ講演会における筆者の 講演「ビジネス・アーカイブズと地域社会」をもとにしている。また、2013年度アーカイブズ・ カレッジ (短期) の修了論文として受理されたものに、加筆・訂正を加えたものである。

³⁾ 中小企業庁「中小企業白費」(2013年版)。

⁴⁾ もちろんこの点は単純に比較できるものではなく、公文書館法から公文書管理法制定・運用の問題、あるいは企業の社会的な責任など検討すべき課題は多い。

⁵⁾ 現在ではビジネス・アーカイブズとしての三井文庫と三井家の襲蔵品を中心とした三井記念美術 館に機能が分化されているが、三井文庫による記録史料の公開事業は着実に進展している。

⁶⁾ 大谷明史氏のご教示による。

ての日本では歴史編纂事業を通して集積した記録史料をもとにアーカイブズを設置することが 多かった⁷。同時期に近世大名家においても「家史」編纂が盛んに行われていることと軌を一 にしている点が興味深い⁸⁾。

いわゆる三大財閥のひとつ三菱財閥は、岩崎弥太郎によって創業され、弟弥之助家と二つの岩崎家のみの出資によって運営されていた。大正11年(1922)三菱合資会社に資料課が設置され記録史料の収集・管理が本格化し、昭和7年(1932)に財団法人三菱研究所に引き継がれ、平成8年には同研究所に併設の形で三菱史料館が開設されている。同館では明治3年(1870)から戦後の新三菱グループの発足までの記録史料を収集・管理している。その後のグループ各社の記録史料について、基本的には各社の判断に委ねられているが、社史編纂の終了した会社の委託を受け、保存・管理を行っている。その他、日本の企業でアーカイブズの設置・運用が進んでいるところでは花王株式会社、キリンビール株式会社、清水建設株式会社、明治安田生命相互会社、トヨタ自動車株式会社ほかがあげられる⁹⁾。

また、日本における特徴的な例としては、伝統産業において比較的アーカイブズの管理・運用が進んでいることがあげられる。その要因としては、伝統産業各社では「歴史」そのものが経営資源と認識される場合が多く、記録史料保存に対する社内的な合意が得られやすい点があげられる。

たとえば寛永14年(1637) 創業の京都市伏見区の酒造メーカー月桂冠株式会社では、創業以来多くの記録史料や酒蔵道具を所蔵してきた。昭和55年(1980) 社史編纂を目的として、それらの史資料類を整理、2年後の昭和57年に常設展示を行って会社見学者などに公開、さらに2年後の昭和59年には月桂冠大倉記念館において広く一般に公開し、同年社史『月桂冠三百五十年の歩み』を刊行、平成11年(1999)『月桂冠史料集』の刊行を行っている。アーカイブズの公開は限定的ではあるが、酒史研究に力を注いでいる。また記録史料を広告宣伝ほかに活用しており、ビジネス・アーカイブズを「経営資源」として有効に利用している参考例として注目できる10。

伝統産業の例としてもう一例をあげておきたい。和菓子の製造販売を行う株式会社虎屋は、室町時代後期の創業以来菓子の製造を行い、後陽成天皇の在位中(1586-1611)より朝廷の菓子御用をつとめ現在に至っている。明治2年(1869)には京都のほか東京にも進出している。同社は昭和48年(1973)虎屋文庫を開設し、虎屋黒川家文書や菓子関係史資料の保全、和菓子関連の展示などを行ってきた。現在では日々の企業活動を記した資料などにも対処して、収

⁷⁾公文書館法(1987年施行)や公文書管理法(2011年全面施行)を機に、歴史編纂事業に由来しないアーカイブズの設置が進んでいる。

⁸⁾かつて各自治体アーカイブズの多くが自治体史編纂後に、収集した記録史料の管理・利用を目的のひとつとして設立されたことを考えると、日本のアーカイブズの多くが「歴史編纂」の所産である点は 興味深い。また、企業のアーカイブズでも「社史」を契機としたものが多いことと共通している。

⁹⁾ それぞれの活動の詳細については別の機会に譲りたい。

¹⁰⁾ ビジネス・アーカイブズの収集保存対象は、いわゆる記録史料(紙媒体・電子媒体)のみに限定されるものではなく、製品、パッケージ、生産道具など広範囲にわたり、利用の方法も多様である。

¹¹⁾ 一例をあげればイントラネットで公開される社内文書から年表を作成、月ごとに公開して社員の利用に供するほか、商品の歴史や由来をイントラネット上で公開し、各販売店からでも利用できる状況にある。また、年間2000件に近い社内外からの問い合わせにも対応している。なお、虎屋文庫の活動については、青木直己「日本における伝統産業とアーカイブズ―虎屋を中心に―」(〈公財〉渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ―企業価値の源泉―」、日外アソシエーツ、2012年)。なお、筆者は2012年3月に同社を選択定年により退職しており、本稿は個人の立場・見解で執筆したものである。

集・利用を行っている¹¹⁾。そのほか社史 『虎屋の五世紀〜伝統と革新の経営』本編・史料編(2005年)の刊行や機関誌 『和菓子』¹²⁾ で所蔵史料の翻刻を続けており、京都の同志社女子大学図書館において江戸時代の史料をマイクロフィルムで公開している。記録史料の一般への公開が立ち遅れているビジネス・アーカイブズにとって一つの方法を提示していると思われる。

その他、近年では石川道子氏が兵庫県伊丹市の小西酒造株式会社のアーカイブズから地域社会と伝統企業(産業)とのかかわりについて紹介されている¹³⁾。

2. 企業における現用文書および記録史料保存の契機と目的

では、現在の日本における企業が記録や文書を保存する契機と目的にはどのようなものが考えられよう。以下にあげておきたい。

- ①税務上法定年限保存(申告・決算書類など)によるもの。
- ②法務上の保存義務よるもの。

商法 (会計帳簿ほか)

証券取引法 (有価証券関係帳簿)

労働基準法 (労働関係帳簿)

これらは法的に義務づけられて関連帳票や記録類を法廷年限保管するもので、期限が過ぎた ものは多く廃棄される。しかし、この廃棄にアーカブズ部門が関わって、「歴史史料」を選別 保存する企業もあり、記録史料収集・保存の契機ともなっている。

③商権保護

パテント

商標登録・先使用権など

④訴訟対策

特許侵害

無過失の立証義務など

これらは商権や特許などの侵害に対して自社の権利を守ることや、訴訟に対して備える事を 目的としている。近年は国内だけでなく、外国企業との訴訟も増えており、法務対策の観点か らもアーカイブズの充実が求められる。

また筆者の経験では、登録商標権に疑義が生じた時、アーカイブズから自社の商品が他社の 商標登録に先んじて製造販売した記録を探して、商標登録に優越する先使用権主張の可能性を 探ったことがある。反対に自社の登録商標に関しては、担当部署によって厳重に管理が行われ ており、その証憑となるのが自社に蓄積されたアーカイブズである。

⑤国際標準規格

品質管理・保証システム (ISO9000:1987年) 環境管理・保証システム (ISO14001:1996年)

¹²⁾ 年刊。和菓子関係の研究論文や史料翻刻を掲載し、2015年3月に22号を刊行する。

¹³⁾ 石川道子「地域における伝統企業の史料と活用」(神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター編)『「地域歴史遺産」の可能性』岩田書院、2013年)

近年、国際標準規格(ISO)を取得する企業が増えている。この基準は工業規格だけでなく、環境問題や企業行動などの企画もあり、当該企業が環境問題や企業行動の標準が未達成の場合、取引上不利益になることもある。これらの規格は、生産過程などにおける記録の保全を重視するものであり、現用文書の確実な保存につながっている。

⑥経営の参考資料

企業の経営に際しての参考資料としてアーカイブズを利用する場合がある。例えば新たな事業所や店舗展開あるいは新商品販売に際して、過去事例などの情報を提供して経営判断の参考としている。

⑦経営資源

アーカイブズを積極的に経営に活用する事例であり、広告宣伝や商品開発ほか幅広い活用が行える¹⁴⁾。本来ビジネス・アーカイブズの利用目的の第一は経営資源としての活用にあり、企業価値を高めることにあると思われる。しかしながら現状では、その認識はいまだ広まってはいない。

⑧社史編纂

社史の編纂史料としてアーカイブズを利用する場合である。社史の多くは30周年史、50周年 史などのように周年史として刊行されることが多い。次節で述べるように企業がアーカイブズ を利用する機会としては社史編纂事業が最も多い。

9なんとなく

意外に多いのが無自覚に記録史料を保存することである。通常業務やプロジェクトが終了して、非現用となった文書や資料を段ボール箱に入れて倉庫などに積むだけという場合である。 保管場所の把握が出来ていないこともあり、また目録も不完全な事が多い。こうした資料は、 社史編纂に際しての資料調査で「発掘」されることがまま見られる。

⑩残さない

①残せない

かつてファイリングシステムの導入に際して、「ファイリングは発でリング」などと言って 積極的な資料の整理・廃棄を勧める雰囲気があった。結果としてアーカイブズ化されることな く廃棄される資料も多かった。また、社屋の移転に際して、資料類の廃棄が全社的に行われる ことがある。この時にアーカイブズ部門が関わることなく廃棄が進行して、重要な記録史料類 が失われる機会ともなっている。筆者の知見では社屋移転に際して「原始定款」が廃棄候補に なった企業の例もあった。また、企業の成長が急で記録史料の保存にまで手が回らないといっ た場合もある。

(1) 会社史とビジネス・アーカイブズ

本来、企業アーカイブズは、経営資源としての活用をはじめ経営に資するための利用が第一

¹⁴⁾ 卑近な例をあげればビール製造各社がキャンペーンなどに際して、明治・大正・昭和戦前・戦後期のビールを復刻して販売することがある。その復刻には製造法の記録、ビール瓶の形状、ラベル、栓の形状などの情報が必要となるが、それらは各社の「アーカイブズ」より提供されている。

¹⁵⁾ 一方、日本でも徐々にアーカイブズを企業経営に結びつける機運が生まれつつあり、その一つのあらわれが註11の『世界のビジネス・アーカイブズー企業価値の源泉―』などである。

義である。しかし、現状では社史との関わり合いで語られることが多い¹⁵⁾。例えば古い文献ではあるが以下の指摘がある。

アーカイバル 企業の存続する限り、長年にわたって保存しなければならない<u>歴史的価値のある記録類</u>のことで、アーカイバルファイル、またはアーカイバルレコードを意味する。例えば<u>社史編纂資料などはその代表</u>的なものである。またはアーカイバルファイルが保存されている場所のことを意味する(傍線青木、以下同じ)¹⁶)。

ビジネス・アーカイブズの利用目的の第一に社史編纂をあげる状況は、残念ながら現在においても基本的に変わりはない。しかし、ビジネス・アーカイブズに社史資料以外の側面を見出す動きもあるので紹介したい¹⁷⁾。

企業組織体における非現用文書記録の活用については、早くはトヨタ博物館や住友史料館、あるいは、渋沢史料館や三菱史料館など、企業博物館や企業史料館などが収集し、企業活動の歴史を物語る社史史料として利用する程度であったが、今ではワコール資料室や安田生命資料調査室のように、企業組織の中枢に企業資料室を位置づけることで、積極的な広報活動の拠点として、また、社内レファレンスの情報施設として、記録史料の保存利用を組み込むところが多くなっている。

戸島は広報や社内レファレスにビジネス・アーカイブズを利用する事例を取り上げ積極的に 評価している。たしかに「広報の拠点」あるいは「社内レファレンス施設」としてアーカイブ ズを位置づける企業も増えてはいる。しかし、他の多くの企業は依然としてアーカイブズ=社 史資料という認識であることが多い。

社史とアーカイブズの関係は古くて新しい問題である。創立以来30年、日本のビジネス・アーカイブズの啓蒙・充実に大きな寄与をしてきた企業史料協議会の活動でも、社史関連事業が重視され、毎年「会社史セミナー」が開催されていた。しかし、近年では同会でも社史はビジネス・アーカイブズにとって重要なファクターではあるが、ビジネス・アーカイブズの持つ他の側面に着目した企画・運営を行っている¹⁸⁾。

試みに、ここ2年ほどの主な企画を同会のWebページから引用しておきたい190。

2014年11月5日

第3回ビジネスアーカイブズの日「社史からアーカイブズへ」

2014年9月9日

研修セミナー「紙資料の保存・補修と視聴覚資料保存の基礎知識」

2013年11月5日

¹⁶⁾ 壺坂龍哉「OA導入前に読む本」(ダイヤモンド社、1981年)。

¹⁷⁾ 戸島昭「組織体の記録管理」(国文学研究资料館史料館編『アーカイブズの科学』下、柏書房、 2003年)。

¹⁸⁾ かつて筆者も1990年代から15年ほど同会の理事として、企画や運営に関わっていたが、当時に比して、ビジネス・アーカイブズの可能性を広く意識した企画が見られるように感じられる。日本のビジネス・アーカイブスと企業史料議会の動向ついては、大谷明史「本邦企業アーカイブズの30年」(『アーカイブズ学研究』第16号、日本アーカイブズ学会、2012年3月)に詳しい。他に『企業史料議会二〇年史』(企業史料協議会、2004年4月)、『企業と史料』第7集一創立30周年特集一(企業史料議会、2011年5月)。

¹⁹⁾ www.baa.gr.jp

第2回 ビジネスアーカイブズの日「身の丈で取り組む企業アーカイブズ」 2013年6月28日

特別講演会 デジタル技術を活用した復原!復元!

2013年 4 月26日

資料管理研修セミナー「企業史資料のデジタル化に向けて―その取り組みと活用」 2012年11月7日

第1回 ビジネスアーカイブズの日「デジタルはビジネスアーカイブズの未来を拓くか?」 2012年7月27日

特別講演会「ライオン120年、いま甦る明治の東京・神田と人々のくらしぶり」 ビジネス・アーキビスト研修講座、見学会、小研究会や関西支部主催の研究会などは含まない が、デジタル化への対応やそれぞれの企業の事情に則したアーカイブズの構築などを意図した ものがみられる。

また、公益財団法人渋沢栄一記念財団・企業史料協議会・国際アーカブズ評議会企業労働アーカイブズ部会(ICA/SBL)との共催で、2011年5月11日行われた国際シンポジウム「ビジネス・アーカイブズの価値―企業史料活用の新たな潮流―」が行われた。大きくわけると「ビジネス・アーカイブズを利用した歴史マーケティング I・II」「企業史料とナショナル・ストラテラジー」「アーカイブズを武器に変化に立ち向かう」のセッションで報告が行われ、世界的な規模でビジネス・アーカイブズ活用の現状が示された。ビジネス・アーカイブズの利用が単に社史の利用にとどまらない事が、実例をもって紹介された。出席の多くの日本のビジネス・アーカイブズ関係者が、自社の現状と比較して将来的な展望を開く契機となった²⁰。

ただし、日本の企業では、社史担当者=アーカイブズ担当者の場合が多い。アーカイブズ担当者は、自社のアーカイブズの目的や方向性(「戦略」)などを理解した上で、社史を「戦術」として積極的に利用すべきであろう。事実、社史の編纂事業は経営層からのトップダウンの全社的な事業として行われる場合が多く。記録史料の収集にとっては絶好の機会でもある²¹。

(2) 社会的な存在としての企業とビジネス・アーカイブズ―企業の社会的責任―

社史や広報、社内レファレンスといったアーカイブズの利用に対して、小風秀雄による別の 視点からの問題の提示もある²²⁾。

企業の社会的な存在としての側面を強調して、企業資料の存在理由を説き、企業資料の第一 義的価値を経営的価値・経済的利益の追求に置き、同時に企業の公益性・社会性の問題に対処 する存在として企業資料を位置づけている。また、企業資料の第二義的価値として歴史的・文

²⁰⁾ 当日は東日本大震災、福島第一原子力発電所事故への憂慮から参加を取りやめた海外の参加者もあったが、日本1社、海外5社・3機関の報告が行われた。報告の内容は当日参加出来なかった企業の分も含めた以下の報告書が刊行されている。公益財団法人渋沢栄一記念財団 実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ―企業価値の源泉―』(日外アソシエーツ発行、紀伊國屋書店発売、2012年3月)。

²¹⁾ この視点に関して大谷明史氏との議論に負うところが大きい。また、筆者が関わった社史の編纂においても、記録史料収集の好機であった。

²²⁾ 小風秀雅「近代の企業記録」(『アーカイブズの科学』下、柏書房、2003年)。

化的価値をあげている。そして「経済経営的視点のみでは企業の歴史的全体像すなわち企業が果たしていた歴史的文化的社会的な意味価値を本当に明らかにできない」とし、「(企業資料論の目的は)企業活動の全体像とその特徴を企業の存在意義に即して与えられた資料で再現すること」にあるという。しかしながら小風の主張は、ビジネス・アーカイブズに「歴史」以外の目的・効用を説きつつも、結果として「歴史」偏重のきらいがあるように思われる。

現在、企業は多くの問題を抱え、時に重大な社会的「事件・事故」を惹起することがあり、近年では食品企業や電力会社のさまざまな問題が良い例であろう。ただ、こうした問題に対する企業の姿勢・対応を問う声は以前からあった。戦後日本で、企業に対して社会的な責任を求める声は、1960年代以降に起こった「反公害」運動の中で高まってきた。また2000年以降には、食品企業などで不祥事(不当表示・BSE・雪印事件など)が続発して、市民の企業に対する監視が強まっている。

現在、企業に求められているのは第一には利益の追求であろう。しかし、企業が社会的存在である以上、社会にたいする「説明責任」がもっとも必要な要件となってこよう。ここではこの問題の深く立ち入ることはできないが、ビジネス・アーカイブズの存在意義を経営資源とともに「企業の社会的な責任」を担保するものとしておきたい。この点、福島第一原子力発電所事故・復旧に際して、事故そのもの記録、復旧作業、地域住民・自治体への対応をふくめ実に多くの文書や記録類が作成されていよう。これらをアーカイブズ化して、将来へ残すことも企業の社会的責任である。

3. 地域史とビジネス・アーカイブズ

ビジネス・アーカイブズの公開は現状では進んではいない。そこには経営の秘匿性や過去の

「事件」などからの忌避、民間企業として私権を 守ろうとする立場、人員、設備、予算という物理 的な問題など様々な要素が考えられよう。そこで ビジネス・アーカイブズの利用のツールとして 「社史」の利用を考えてみたい。

(1) 近代東京府における電力供給と鉄道事業

直接の問題関心は2つある。東京電力の株主総会で東京都が大株主として発言を求めたことにある。なぜ「都が東電の大株主」という疑問であった。機会があって明治期以降の電力供給についてみてみると、実に多くの中小発電事業者によって東京の電力が賄われていた事実が判明した。この事情は全国的に同様の状況であった(参考までに東北の事例を図1に示した)。

東京の場合、東京電燈会社などの発電会社も あったが、鉄道事業者に発電によっても電力が賄



図1 東北の事例(『東北地方電力事業史』 東北電力株式会社、1961年)

表 東京府の企業や家庭に電力を販売した企業

事業者名	1913年(供給力)	1923年(供給力)	1931年(供給力)
東京電灯	44,400	268,000	999,328
鬼怒川水力電気	31,200	60,850	50,332
桂川電力	12,000		
日本電灯	11,000		
東京市電気局	10,000	579,602	88,500
京浜電気鉄道	1,200		
玉川電気鉄道	1,700	3,000	6,300
王子電気軌道	750	5,000	12,120
京王電気軌道	52	1,300	15,045
京成電気軌道	215		
江戸川電気	不明	•	
大島拓殖電気		15	72
氷川電気		10	14
秋川水力電気		250	1,025
帝国電灯青梅支社		2,190	
田園都市		50	
目黒蒲田電鉄			2,650
成木川水力電気			65
神津島電気			15
八丈電気			84
三宅島電気			50
新島電灯			30
多摩川水力電気			6,390

供給力は KW

出典:「関東の電気事業と東京電力 電気事業の創始から東京電力50年へ軌跡」(東京電力株式会社、2002年)表2-11、表3-18、表4-54により作成。

われており、東京市電(都電)もそのひとつであったことから、電力事業の再編統合を経て、 現在東京都が東京電力の大株主になっているのである。

明治から戦前期にかけて、鉄道事業者が地域社会に電力を供給していた。発電方法は花巻電鉄(岩手県:現 JR 釜石線) や箱根登山鉄道(神奈川県) のように水力発電によるものもあれば都市部では、火力発電が多かった。

日本おける電力販売の企業化は、明治16年(1883)に創立、同19年に開業した東京電燈会社 (資本金20万円)に始まる。以降、各地で電力販売が行われている。上掲の表は、時代は下が るが大正元年(1913)から昭和6年(1931)にかけて、東京府の企業や家庭に電力を販売した 企業をまとめたものである。後の東京電力の前身である東京電灯が群を抜いて発電量が多く、 他の企業との合併を経て巨大化している。大正元年段階では東京電灯の4万4400KWを最高に 鬼怒川水力電気、桂川電力、日本電灯、東京市電気局が1万KW以上の発電を行っている。 ただし、規模は小さいが残る発電業者は京浜電気鉄道、玉川電気鉄道、京王電気軌道、京成電 気軌道の鉄道会社であった点に注目したい。この期間を通じて発電・売電を行った鉄道会社は他に目黒蒲田電鉄が確認出来る。鉄道会社の電力販売が多いが、人口規模が大きい都市東京ならではの特徴である。鉄道会社の売電事業はややもすると事業主体である鉄道経営を上回る状況であり、王子電気鉄道では当初電灯・電力料収入が電車収入よりはるかに大きく、京成電気鉄道では大正元年まで電灯料収入が電車収入を上回っていた²³⁾。

鉄道会社の売電によって沿線地域が電力の供給を受け、その売買事業が地域の近代化に大きな役割を果たしていた。

(2) 東京府武蔵野地域における電力供給と地域社会

もう一つの問題関心は、かつて東京都の国分寺市を中心とした武蔵野地域の近世・近代史料の調査に従事していた時の体験である。この地域における鉄道の整備については、江戸時代以来宿駅の多い甲州街道沿いへの敷設が、住民の反対によって頓挫し、明治22年(1889)新宿から八王子間が開通した甲武鉄道(現 JR 中央線)に始まる。これによって甲州街道沿いの村々は鉄道の恩恵を得ることが出来ず。危機感を募らせていた。

そうした状況下、明治43年(1910)京王電気軌道(以下、京王)が設立され、沿線住民への電燈供給も計画された。当時、世田谷以西に電気はなく、ランプ生活が続いていた²⁴⁾。大正 2年(1910)府中火力発電所が竣工、鉄道事業に先駆け電力供給を開始している。当初の灯数は1387であった。また、京王では府中一国分寺線などいくつかの支線計画もすすめている²⁵⁾。大正 9年には灯数は 2万231にまで増加した。当該地域への電力供給は、大正12年までの間に立川村や狛江村など大きく広がっていく。

京王にとって電気供給事業は会社の経営を支える重要な事業であった。事業別損益では、昭和9年(1934)まで、鉄道事業の約2倍の水準であった。こうした状況は鉄道業本来の姿からは決して好ましいと言えず、当時から副業で利益を出す姿勢に疑問もだされていた。



図 2 当初の路線計画図 (『京王電鉄三十年史』 京王帝都電鉄株式会社、1978年)

^{23) 『}関東の電気事業と東京電力 電気事業の創始から東京電力50年への軌跡』(東京電力株式会社、2002年)。

^{24) 『}京王帝都電鉄三十年史』 (京王帝都電鉄株式会社、1978年)。以下、京王電鉄に関する記述は同書および 『京王電気軌道株式会社三十年史』 (京王電気軌道株式会社、1940年)、『京王電鉄五十年史』 (京王電鉄株式会社、2001年) による。

²⁵⁾ 当初の路線計画図を図2に示した。

京王が電力を供給する電灯数は、他の発電・売電を兼営する会社の中でも最も高い増加率であった。それを可能にしたのは沿線地域が元来人家の少ない農村地域であり、東京の発展にしたがって京王沿線への移住者が多くなり、電力需用者が増え続けたためである。京王でも未点灯地域への配電線路の延長、電灯料の値下げなどを行って、電灯・電力需要の拡大に努めている。大正3年には効率の悪かった府中発電所を廃止しているが、東京電灯・玉川電気鉄道からの受電によって売電事業を継続している。その結果、大正13年(1924)から昭和6年(1931)の電灯・電力の収入支出は30~50%で推移している²⁶⁾。また、京王の電力供給事業は昭和15年(1940)には灯数46万5677、料金収入は233万円で、電車事業の132万円を大きく上回っていた。後に受電業者に日本電力が加わっているが、京王の電力事業をささえた背景のもう一つの理由として、行政学会印刷所(現ぎょうせい)や東京商科大学(現一橋大学)などの大口電力供給先があったことも大きい²⁷⁾。もちろん順調な事業展開であったわけではなく、電灯線路敷設にあたって沿線住民等の反対にもあっている²⁸⁾。

この間、現国分寺市域への電力供給は大正4年に始まっている。軌を一にして国分寺村をは じめ地域の旧村役人層、近世後期から近代にかけて経済力を増してきた地主層の文書に電燈会 社関係の史料が散見されるようになる。まず電柱設置について見てみる。当時、電柱の多くは 現地の住民たちの所有地にあり、その使用料などに関する取り決めなどの文書が多く作成され ている。たとえば大正12年12月30日、国分寺村の有力な地主であった小柳忠七は、京王電気軌 道株式会社に対して電柱2本(支柱)建設の承諾書を出し、翌31日に1円24銭の「敷地料」を 受け取っている²⁹。

国分寺村では旧名主家や小柳家等が中心になり電柱などの敷地を提供している住民の取りまとめを行っている。対象は京王のほか東京電灯、桂川電力などである。電車・電力会社は多くの住民の協力を得るために、前近代以来地域に大きな影響力をもった旧村役人・地主層の協力を仰いだものと思われる。

彼ら旧名主・村役人等は、京王線の国分寺までの延伸と甲武鉄道との接続を見越して、京王 電気軌道を有望な投資先と考えていた。物流など鉄道による地域への「利益」に深く関わって 行く姿勢を見せている³⁰⁾。しかしながら、京王の国分寺への延伸は計画のみで終わり、甲武鉄 道との接続は八王子までの延伸をまつしかなかった。

おわりに

地域社会の近代化の象徴として電力供給と鉄道敷設を考える時、鉄道会社などのビジネス・アーカイブズの存在を抜きには語れない³¹⁾。ただし、現状では鉄道各社に記録史料の一般への

²⁶⁾ 註24に同じ。

²⁷⁾ 同上。

^{28)「}京王電気軌道株式会社軌條敷設ニ対スル沿道住民陳情む」(東京都公文書館蔵)

²⁹⁾ 小柳実家文書(東京都国分寺市ふるさと文化財課管理)

³⁰⁾ 甲武鉄道の国分寺駅 (字停車場) は新たに開かれた場所にあり、駅周辺の土地の多くも彼らの所有であった。また、先の小柳家では国分寺駅の屎尿管理に関わり対価を得ている。

³¹⁾ もちろん許認可事業である鉄道、電力事業であるので、東京都公文書館にも多くの京王関係史料が架蔵されている。

公開を求めることは難しく、限定的な公開ではあるが「社史」を地域を知るための史料として することが求められる。

以下、企業とアーカイブ、企業と地域との関係、社史の活用などについてまとめておきたい。
①企業がアーカイブズを残すことの意義は、経営に資することが第一義である。一方、これまでみてきたように訴訟や商権侵害などから企業活動を守るためにも重要である。近年では企業活動に対して厳しい指弾が行われる事も多く、こうした事態や惹起した事故などに対応して説明責任を果たすためにも、アーカイブズを自らの手で構築する必要がある。ビジネス・アーカイブズに限ったことではないが、説明責任を果たす上でアーカイブズの持つ重要性はこれまでになく高まっている。社会的存在としての企業が、社会的な責任を果たすためにもビジネス・アーカイブズが求められるが、そのためにも経営層や株主はじめ社内にも積極的にアーカイブズの必要性を説いていく必要があろう。

企業の営業所や工場などとは無縁の地域に関する情報も社史には含まれている。先に紹介した株式会社虎屋の場合、希少な原材料である白小豆確保のため、群馬虎屋農場を設立して農家と白小豆の契約栽培を行っているが、当該地域における白小豆生産の実情などの情報も社史に含まれている(『虎屋の五世紀~伝統と革新の経営~』通史編、226頁以降)。

これは葛、寒天、和三盆糖といった伝統的な和菓子原材料も同様である。それぞれの生産地を研究する人々が、社史を資料として活用することも可能である。また個々の原材料について研究する場合にも、和菓子製造販売会社の社史を網羅的に検討することによって、それぞれの原材料の利用状況も明らかに出来よう。

③こうした課題を果たして行くためにも、社史を編集・刊行する側は、自社替め、経営者替めに陥ることなく、なるべく広い視野で社史を作る必要があろう。社史は「経営史」的な叙述を第一に考えるべきではあるが、社会史的、経済史などの分野への目配りがあれば、資料的な利便性は確実にあがると思われる。

ややもすると社史の利用は経営史的な研究に偏しているきらいがある。その状況に対して地域研究や関連業界からの利用の増加は、社史の新しい姿が生まれる可能性を生むことになり、 社史の社会的な価値を高めることにもつながる。

「地域」や「産業」をはじめ多くの情報が内包された社史の幅広い利用を期待したい。

謝辞 本稿を作成するにあたって日本経営史研究所には社史の閲覧、国分寺市ふるさと文化財 課には市域内史料の閲覧について、それぞれご高配を賜わった。あらためて感謝申し上げます。